

倉 観 交 第 号
令和 年 月 日

様

倉吉市長 広田 一恭

行 政 財 産 使 用 許 可 書

年 月 日付けで申請のあった行政財産の使用については、倉吉パークスクエア飲食物
販店（食彩館）の使用許可に関する許可基準により、使用許可することが適当と認められま
したので、倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例第23条第1項及び倉吉市財務
規則第149条第2項の規定により、裏面の条件を付して許可します。

なお、使用期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。

許 可 条 件

- 1 使用を許可する物件(以下「使用物件」という。)は、次のとおりとする。

名 称	
使 用 場 所	倉吉パークスクエア食彩館
所 在 地	倉吉市駄経寺町198番地2
使用物件の種別及び構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート及び耐火パネル造平屋建
使 用 面 積	_____㎡

- 2 使用物件を申請書記載の使用目的以外の用に供しないこと。
- 3 使用期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 4 飲食物販施設使用料(以下「使用料」という。)は、月額 _____ 円とする。
- 5 使用者は、使用料を市長が発行する納入通知書により、翌月分を、市長が指定した納付期限までに納付すること。
- 6 使用者は、使用料のほか、次の費用について負担すること。ただし、電気、上水道、下水道及び共益費(以下「光熱費等」という。)は市長が発行する納入通知書により、市長が指定した納付期限までに納付すること。
- (1) 電気、上水道及び下水道使用料
 - (2) 共益費(電気設備、消防設備の保守点検業務費用、看板電気使用料、ごみ置場電気、上水道、下水道使用料及び機械警備加入者は、その設備に係る電気使用料を加算した額)
 - (3) 使用物件に付帯する電話、電気、ガス及び水道等の諸設備の経費
 - (4) 汚物及び塵芥の処理に要する費用
 - (5) 使用物件の壁紙等内装の張替え、破損ガラスの取替え、給水栓、照明器具及び付帯設備等の修繕に要する費用 ただし、市があらかじめ設置した設備等の修繕に要する費用を除く
 - (6) ごみ置場の使用又は維持管理に要する費用
 - (7) 使用者の責に帰すべき事由による使用物件、施設備品及びごみ置場の修繕に要する費用
- 7 食彩館出店者及び従業員の方は、倉吉パークスクエアの駐車場に長時間駐車しないでください。
- 8 使用者は、使用物件、施設備品及びごみ置場の使用について常に善良な管理者の注意をもって使用し、これらを正常な状態において維持する義務を負うほか、次の行為を行ってはならない。
- (1) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為
 - (2) 使用物件を他の者に貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡すること
 - (3) 使用物件を担保に供すること
- 9 使用者は、使用物件の形状を変更しようとするとき、又は名称の変更及び使用の目的等を変更しようとするときは、あらかじめ書面をもって市長の承認を得ること。
- 10 市長は、次の各号に該当するときは、使用者に対して使用許可の取消をし、使用物件の明け渡しを請求する。この場合において、使用者は使用物件に投じた改良のための設備費、修繕費等の費用を請求することができない。
- (1) 使用料、光熱費等を滞納したとき、また、その滞納に対する督促通知の納付期限が守られないとき
 - (2) 不正行為により使用許可を受けたとき
 - (3) 使用物件、施設備品及びごみ置場を故意にき損したとき
 - (4) 公共又は公共の用に供するため使用物件を必要とするとき
 - (5) 使用許可申請書又は誓約事項の記載内容について、事実と異なることが判明したとき
 - (6) その他、許可条件に違反したとき
- 11 使用者は、前項各号の事由により明け渡しの請求を受けたことによって生じた損害について、市長に賠償請求を行わないこと。
- 12 使用者は、使用物件を明け渡そうとするときは、使用料及び第6項各号に掲げる費用全てを精算するほか、自己の負担において市長が指定する期日までに原状に回復して返還すること。ただし、市長が特に承認したときはこの限りでない。
- 13 使用者が前項に定める義務を履行しないときは、市長が使用者の負担においてこれを行う。
- 14 使用物件について随時に実地調査し所要の報告を求め、その使用に関し必要な指示をすることがある。
- 15 その他、必要な事項については、その都度市長が決定する。